

出席停止と登校許可証明書の提出について

学校保健安全法 19 条の規定により、下記の一覧表に該当する感染症に罹患した場合、出席停止となります。医師の登校許可があるまで学校を休み、治療に専念してください。

尚、医師から学校への登校許可が出ましたら、登校許可証明書を学校に提出してください。

※証明書（登校許可書、治癒証明書等）は、受診した医療機関発行の証明書または本校指定用紙のいずれかを提出してください。

<学校において予防すべき感染症一覧>

分類	感染症の種類 (学校保健安全法施行規則18条)	出席停止期間 (学校保健安全法施行規則19条)	
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで ※感染症の予防および感染症の患者に対する法律(平成10年法律第144号)第6条7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」および「新型感染症」は第一種の感染症とみなす。	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群		
第二種	鳥インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで	
	インフルエンザ	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	百日咳	解熱後3日を経過するまで	
	麻しん	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで	
	流行性耳下腺炎	発疹が消失するまで	
	風しん	すべての発疹が消失するまで	
	水痘	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	咽頭結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	結核		
髄膜炎菌性髄膜炎			
第三種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型: 肝機能正常化後登校可能 B型・C型: 出席停止不要
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢病・ノロウイルス)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	

※アタマジラミ・伝染性軟属腫(水いぼ)・伝染性膿痂疹(とびひ)は、出席可能です

※インフルエンザについては、別紙「インフルエンザ治癒報告書」をご使用ください